

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：小山株式会社

(2) 代表者職氏名：代表取締役 小山 新造、小山 智士

(3) 所在地：奈良県奈良市大森町47番地の3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (35 件)

平成30年 5月 1日認定 「認 1708010777」 「認 1708010778」 「認 1708010779」

「認 1708010780」 「認 1708010781」 「認 1708010782」

「認 1708010783」 「認 1708010784」 「認 1708010785」

「認 1708010786」 「認 1708010787」

平成31年 1月 11日認定 「認 1808035781」 「認 1808035782」 「認 1808035783」

「認 1808035784」 「認 1808035785」 「認 1808035786」

「認 1808035787」 「認 1808035788」 「認 1808035789」

「認 1808035790」 「認 1808035791」

平成31年 3月 7日認定 「認 1808042199」 「認 1808042200」 「認 1808042201」

「認 1808042202」 「認 1808042203」 「認 1808042204」

「認 1808042205」 「認 1808042206」 「認 1808042207」

「認 1808042208」 「認 1808042209」 「認 1808042210」

「認 1808042211」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、2号（同法第9条第6号）及び第5号の規定に基づき、令和2年12月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。